

各都道府県介護保険担当課（室）
各市町村介護保険担当課（室） 御 中

← 厚生労働省老健局・総務課・高齢者支援課・老人保健課

介 護 保 険 最 新 情 報

今回の内容

老人福祉法施行規則等の一部を改正する省令
の公布について
計 12 枚（本紙を除く）

Vol.924

令和 3 年 2 月 26 日

厚 生 労 働 省 老 健 局
総務課、高齢者支援課、老人保健課

〔 貴関係諸団体に速やかに送信いただきますよう
よろしくお願ひいたします。 〕

連絡先 TEL : 03-5253-1111(内線 3909、3971、3948)
FAX : 03-3503-2740

老発 0226 第 5 号
令和 3 年 2 月 26 日

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

厚生労働省老健局長
(公印省略)

老人福祉法施行規則等の一部を改正する省令の公布について

老人福祉法施行規則等の一部を改正する省令（令和 3 年厚生労働省令第 43 号。以下「改正省令」という。）については、本日公布され、順次施行することとされたところである。

改正の趣旨及び内容は、下記のとおりであるので、十分御了知の上、管内市町村（特別区を含む。）を始め、関係者、関係団体等に対し、その周知徹底を図るとともに、その運用に遺漏なきを期されたい。

記

第 1 改正の趣旨

地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律（令和 2 年法律第 52 号）及び地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年法律第 26 号）の一部（令和 3 年 4 月 1 日施行分）の施行等に伴い、及び「介護保険制度の見直しに関する意見」（令和元年 12 月 27 日社会保障審議会介護保険部会）を踏まえ、必要な省令の整備を行うもの。

第 2 改正の内容

- 1 老人福祉法施行規則（昭和 38 年厚生省令第 28 号）の一部改正（改正省令第 1 条関係）
 - (1) 有料老人ホーム設置時の都道府県知事等に対する届出事項のうち、老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）第 29 条第 1 項第 3 号の厚生労働省令で定める事項について、アからタまでのとおりとすること。（第 20 条の 5 関係）
 - ア 設置しようとする者の登記事項証明書又は条例等
 - イ 事業開始の予定年月日
 - ウ 施設の管理者の氏名及び住所
 - エ 施設において供与をされる介護等の内容
 - オ 建物の規模及び構造並びに設備の概要
 - カ 建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 6 条第 1 項の確認を受けたことを証する書類
 - キ 設置しようとする者の直近の事業年度の決算書

- ク 施設の運営の方針
 - ケ 入居定員及び居室数
 - コ 職員の配置の計画
 - サ 老人福祉法第29条第9項に規定する前払金（以下「一時金」という。）、利用料その他の入居者の費用負担の額
 - シ 老人福祉法第29条第9項に規定する保全措置を講じたことを証する書類
 - ス 一時金の返還に関する老人福祉法第29条第10項に規定する契約の内容
 - セ 事業開始に必要な資金の額及びその調達方法
 - ソ 長期の収支計画
 - タ 入居契約書及び設置者が入居を希望する者に対し交付して、施設において供与される便宜の内容、費用負担の額その他の入居契約に関する重要な事項を説明することを目的として作成した文書
- (2) 有料老人ホーム設置時の都道府県等に対する届出事項のうち、変更した際にその旨を都道府県知事等に届け出なければならないこととする老人福祉法第29条第2項の厚生労働省令で定める事項について、ア及びイのとおりとすること。（第20条の5の2関係）
- ア 老人福祉法第29条第1項第1号及び第2号に掲げる事項
 - イ （1）のア、ウからスまで、ソ及びタに掲げる事項
- (3) その他所要の規定の整備を行うこと。また、厚生労働省関係地域再生法施行規則（平成28年厚生労働省令第94号）について、地域再生法（平成17年法律第24号）第17条の24第1項に規定する生涯活躍のまち形成事業計画及び同法第17条の36第1項に規定する地域住宅団地再生事業計画において記載することができる有料老人ホームを整備する事業に関する事項等についても、同様の見直しを行うこと。
- 2 介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）の一部改正（改正省令第2条関係）
- (1) 医療保険の個人単位被保険者番号の活用（第35条、第37条、第40条、第42条、第49条、第51条、第54条、第55条の2及び第59条関係）
要介護認定申請等の申請書の記載事項に、医療保険被保険者番号等を追加すること。
- (2) 要介護更新認定・要支援更新認定における有効期間の延長（第41条及び第55条関係）
認定審査会が判定した被保険者の要介護状態区分が、当該被保険者が現に受けている要介護認定に係る要介護状態区分と同一である場合等には、要介護更新認定における有効期間の上限を48か月間とすること。要支援更新認定についても同様とすること。
- (3) 介護サービス事業者の業務管理体制の整備に関する事項の届出の受理等に係る事務・権限についての中核市への移譲（第140条の40関係）
介護サービス事業者の業務管理体制の整備に関する事項を記載した届出書の届出先に、中核市の長を追加すること。

(4) 介護分野のデータ基盤のさらなる整備（第140条の72の5関係）

- ア 令和2年改正法の規定による改正後の介護保険法第118条の2第1項第3号の厚生労働省令で定めるサービスを、居宅サービス、地域密着型サービス、居宅介護支援、施設サービス、介護予防サービス、地域密着型介護予防サービス及び介護予防支援とすること。
- イ 同号の厚生労働省令で定める事項を、アに定めるサービスを利用する要介護者等の心身の状況等及び当該要介護者等に提供される当該サービスの内容に関する情報並びに特定介護予防・日常生活支援総合事業を利用する居宅要支援被保険者等の心身の状況等及び当該居宅要支援被保険者等に提供される当該事業の内容に関する情報とすること。
- ウ 同条第4号の厚生労働省令で定める事項を、地域支援事業の実施の状況及び被保険者のチェックリスト情報並びにこれらに準ずる情報とすること。

(5) その他所要の規定の整備を行うこと。

3 その他所要の改正

その他、1及び2に伴い、所要の省令の規定の整備を行う。

第3 施行期日

改正省令は、令和3年4月1日から施行すること。ただし、第2の2の(1)については、令和2年改正法の公布の日（令和2年6月12日）から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日）から施行すること。

○厚生労働省令第四十三号
地域の自主性及び自立性
和元年法律第三十六号) 及
二年法律第五十二号) の一
の一部を改正する省令を次

令和三年二月二十六日

老人福祉法施行規則等の一部を改正する省令

法第二十九条第五項の規定により情報を開示する場合は、次条で定める事項を書面

料老人ホームの設置者が、家賃又は施設の利用料並びに介護、食事の提供及びその他日常生活上必要な便宜の供与の対価として收受する全ての費用(敷金(家賃の六ヶ月に相当する額を上限とする。)として收受するものを除く。)とする。

(必要な保全措置)

第二十条の十 有料老人ホームの設置者は、法第二十九条第九項の規定により、一時金に係る銀行の債務の保証その他の厚生労働大臣が定める措置を講じなければならぬ。

(家賃等の前払金の返還方法)

第二十一条 法第二十九条第十項の厚生労働省令で定める方法は、次に掲げるものとする。

一 前項第一号に掲げる場合にあつては、

法第二十九条第九項の家賃その他第二十条の九に規定する費用(次号において「家賃等」という。)の月額を三十で除した額に、入居の日から起算して契約が解除され、又は入居者の死亡により終了した日までの日数を乗ずる方法

二 (略)

(有料老人ホームの設置者の報告事項)

第二十二条 法第二十九条第十一項の規定により、有料老人ホームの設置者が当該有料老人ホームの所在地の都道府県知事に報告しなければならない事項は、別表のとおりとする。

料老人ホームの設置者が、家賃又は施設の利用料並びに介護、食事の提供及びその他日常生活上必要な便宜の供与の対価として收受する全ての費用(敷金(家賃の六ヶ月に相当する額を上限とする。)として收受するものを除く。)とする。

(必要な保全措置)

第二十条の十 有料老人ホームの設置者は、法第二十九条第七項の規定により、一時金に係る銀行の債務の保証その他の厚生労働大臣が定める措置を講じなければならぬ。

(家賃等の前払金の返還方法)

第二十一条 法第二十九条第八項の厚生労働省令で定める方法は、次に掲げるものとする。

一 前項第一号に掲げる場合にあつては、

法第二十九条第七項の家賃その他第二十条の九に規定する費用(次号において「家賃等」という。)の月額を三十で除した額に、入居の日から起算して契約が解除され、又は入居者の死亡により終了した日までの日数を乗ずる方法

二 (略)

(有料老人ホームの設置者の報告事項)

第二十二条 法第二十九条第十一項の規定により、有料老人ホームの設置者が当該有料老人ホームの所在地の都道府県知事に報告しなければならない事項は、別表のとおりとする。

(都道府県知事への報告)

第二十二条の三 法第二十九条第十一項の規定による都道府県知事への報告は、当該都道府県知事が定める方法により、一年に一回以上、当該都道府県知事の定める日までに行うものとする。

(情報の公表)

第二十二条の四 都道府県知事は、法第二十九条第十二項の規定により、同条第十一項の規定により報告された事項について、利用者が有料老人ホームの選択に必要な情報を容易に抽出し、適切に比較した上で有料老人ホームを選択することを支援するため、有料老人ホームに関する情報を容易に検索することができる機能を有するインターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。

(情報の公表)

(都道府県知事への報告)

第二十二条の三 法第二十九条第九項の規定による都道府県知事への報告は、当該都道府県知事が定める方法により、一年に一回以上、当該都道府県知事の定める日までに行うものとする。

(情報の公表)

第二十二条の四 都道府県知事は、法第二十九条第十項の規定により、同条第九項の規定により報告された事項について、利用者が有料老人ホームの選択に必要な情報を容易に抽出し、適切に比較した上で有料老人ホームを選択することを支援するため、有料老人ホームに関する情報を容易に検索することができる機能を有するインターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。

(情報の公表)

(都道府県知事への報告)

第二十二条の三 法第二十九条第九項の規定による都道府県知事への報告は、当該都道府県知事が定める方法により、一年に一回以上、当該都道府県知事の定める日までに行うものとする。

(情報の公表)

(情報の公表)

(介護保険法施行規則の一部改正)		
第二条	改	正
介護保険法施行規則(平成十一年厚生省令第三十六号)の一部を次の表のように改正する。 (傍線部分は改正部分)		
(要介護認定の申請等)		
第三十五条 法第二十七条第一項の規定により要介護認定(法第十九条第一項に規定する要介護認定をいう。以下同じ。)を受けようとする被保険者は、次に掲げる事項を記載した申請書に被保険者証を添付して、市町村に申請をしなければならない。ただし、当該被保険者が、第二十六条第一項の規定により被保険者証の交付を受けた第二号被保	改	正
(要介護認定の申請等)		
第三十五条 法第二十七条第一項の規定により要介護認定(法第十九条第一項に規定する要介護認定をいう。以下同じ。)を受けようとする被保険者は、次に掲げる事項を記載した申請書に被保険者証を添付して、市町村に申請をしなければならない。ただし、当該被保険者が、第二十六条第一項の規定により被保険者証の交付を受けた第二号被保	改	前

(介護保険法施行規則の一部改正)		
第二十二条	改	正
介護保険法施行規則(平成十一年厚生省令第三十六号)の一部を次の表のように改正する。 (傍線部分は改正部分)		
(要介護認定の申請等)		
第三十五条 法第二十七条第一項の規定により要介護認定(法第十九条第一項に規定する要介護認定をいう。以下同じ。)を受けようとする被保険者は、次に掲げる事項を記載した申請書に被保険者証を添付して、市町村に申請をしなければならない。ただし、当該被保険者が、第二十六条第一項の規定により被保険者証の交付を受けた第二号被保	改	正
(要介護認定の申請等)		
第三十五条 法第二十七条第一項の規定により要介護認定(法第十九条第一項に規定する要介護認定をいう。以下同じ。)を受けようとする被保険者は、次に掲げる事項を記載した申請書に被保険者証を添付して、市町村に申請をしなければならない。ただし、当該被保険者が、第二十六条第一項の規定により被保険者証の交付を受けた第二号被保	改	前

百三十一条の二の一 (略) (各)
定の申請等)

卷之三

（略）
定の申請等）

(業務管理体制の整備に関する事項の箇

一四 (略) (業務管理体制の整備に関する事項の届)

(業務管理体制の整備に関する事項の届)

（業務管理体制の整備に関する事項の届
一四 略）

ビス又は地域密着型介護予防サービスの種類について審査及び判定を求めるものとする。この場合において、当該審査及び判定に係る手続は、法第二十七条第三項から第六項まで（第五項後段を除く。）の規定の例による。

は該当該指定の更新を受けようとする者が次第に各号に掲げる規定に掲げる事項に係る申請書又は書類を既に當該指定都市の市長又は當該中核市の市長に提出しているときは、當該都市の市長又は當該中核市の市長は、當該申請書の記載又は書類の提出を省略させることができる。

に所在する場合において、当該指定又は当該指定の更新を受けようとする者が次の各号に掲げる規定に掲げる事項に係る申請書類又は書類を既に当該指定都市の市長又は当該中核市の市長に提出しているときは、当該指定都市の市長又は当該中核市の市長又は、当該申請書の記載又は書類の提出を省

の各号に掲げる規定に掲げる事項に係る申請書又は書類を既に当該指定に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しているときは、当該各号に定める規定に掲げる事項に係る申請書の記載又は書類の提出は、これらの指定に係る申請の書類の写しを提出することにより行わせることができる。ただし、当該指定又は当該指定の更新に係る事業所が地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）又は同法第二百五十二条の二十二第二項の中核市（以下「中核市」という。）の区域内に所在する場合において、当該指定又

請書又は書類を既に当該指定に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しているときは、当該各号に定める規定に掲げる事項に係る申請書の記載又は書類の提出は、これらの指定に係る申請の書類の写しを提出することにより行わせることができ。ただし、当該指定又は当該指定の更新に係る事業所が地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第三百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」といふ。）又は同法第二百五十二条の二十二第二項の中核市（以下この項及び第一百六十五条规定の六において「中核市」という。）の区域内

(法第百十五条の四十五第七項の厚生労働省令で定める情報)

第一百四十条の六十二の十七 法第百十五条の四十五第七項の厚生労働省令で定める情報

は、被保険者の身体的、精神的及び社会的な特性に関する調査により得られた情報であつて、法第百十五条の四十五第一項から第三項までに規定する地域支援事業、高齢者の医療の確保に関する法律第百二十五条第一項に規定する高齢者保健事業又は国民健康保険法第八十二条第三項に規定する高齢者の心身の特性に応じた事業の実施に必要な情報とする。

（法第百五十五条の四十五第六項の厚生労働省令で定める情報）

第一百四十条の六十二の十七 法第百五十五条の四十五第六項の厚生労働省令で定める情報は、被保険者の身体的、精神的及び社会的な特性に関する調査により得られた情報であつて、法第百五十五条の四十五第一項から第三項までに規定する地域支援事業者の医療の確保に関する法律第二百二十五条第一項に規定する高齢者保健事業又は国民健康保険法第八十二条第三項に規定する高齢者の心身の特性に応じた事業の実施に必要な情報とする。

(市町村又は後期高齢者医療広域連合が行う情報又は記録の写しの提供)

(市町村又は後期高齢者医療広域連合が行う情報又は記録の写しの提供)

(新設)

四十五第七項の規定により情報又は記録の写しを提供するに当たっては、被保険者に係る医療及び介護に関する情報等（被保険者に係る保健医療サービス及び福祉サービスに関する情報、高齢者の医療の確保に関する法律の規定による療養に関する情報及び同法第二百一十五条第一項に規定する健康診査及び保健指導に関する記録並びに同法第十八条第二項に規定する特定健康診査及び特定保健指導に関する記録並びに国民健康保険法の規定による療養に関する情報をいう。）に係るデータベース（情報の集合物であつて、それらの情報を電子計算機を用いて検索することができるよう体系的に構成したものとすをいう。）であつて、国民健康保険団体連合会が構成するものを用いて提供する方法その他適切な方法により行うものとする。
(利用料)

四十五第六項の規定により情報又は記録の写しを提供するに当たっては、被保険者に係る医療及び介護に関する情報等（被保険者に係る保健医療サービス及び福祉サービスに関する情報、高齢者の医療の確保に関する法律の規定による療養に関する情報及び同法第二百一十五条第一項に規定する健康診査及び保健指導に関する記録並びに同法第十八条第二項に規定する特定健康診査及び特定保健指導に関する記録並びに国民健康保険法の規定による療養に関する情報をいう。）に係るデータベース（情報の集合物であつて、それらの情報を電子計算機を用いて検索することができるよう体系的に構成したものとす）。）であつて、国民健康保険団体連合会が構成するものを用いて提供する方法その他適切な方法により行うものとする。

（利用料）

第一百四十条の六十三 法第百十五条の四十五

第九項の規定による利用料に関する事項は、市町村が定める。

2 （略）

（市町村介護保険事業計画の作成等のための調査及び分析）

第一百四十条の七十二の五 （略）

2 （新設）

ビスを利用する法第七条第五項に規定する要介護者等の心身の状況等及び当該要介護者等に提供される当該サービスの内容に関する情報並びに法第七条第五項に規定する特定介護予防・日常生活支援総合事業（以下「特定介護予防・日常生活支援総合事業」という。）を利用する居宅要支援被保険者等の心身の状況等及び当該居宅要支援被保険者等に提供される当該特定介護予防・日常生活支援総合事業の内容に関する情報とする。

6 | 法第二百二十九条の二第一項第四号の厚生労働省令で定める事項は、地域支援事業の実施の状況及び第二百四十二条の六十二の四第二号に規定する厚生労働大臣が定める基準の該当の有無の判断に係る調査並びにこれらに準ずる情報とする。

5 | 法第二百二十九条の二第二項の規定により、厚生労働大臣に対し同条第一項第一号及び第二号に掲げる事項に関する情報を提供する場合には、市町村は、当該情報を、電子情報処理組織（市町村が使用する電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と国民健康保険団体連合会が使用する電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用する方法又は当該情報を記録した光ディスクその他の電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）を提出しなければならない。

3 | 法第百十八条の二第二項の規定により、
厚生労働大臣に対し同条第一項に規定する
介護保険等関連情報（以下「介護保険等関
連情報」という。）を提供する場合には、市
町村は、当該情報を、電子情報処理組織（市
町村が使用する電子計算機（入出力装置を
含む。以下同じ。）と国民健康保険団体連合
会が使用する電子計算機とを電気通信回線
で接続した電子情報処理組織をいう。）を使
用する方法又は当該情報を記録した光ディ
スクその他の電磁的記録（電子的方式、磁
気的方式その他人の知覚によつては認識す
ることができない方式で作られる記録で
あつて、電子計算機による情報処理の用に
供されるものをいう。）を提出する方法によ
り提出しなければならない。

（新設）

前項の規定は、法第一百八十八条の一第三項

4 前項の規定は、法第百十八条の二第三項に規定する厚生労働大臣からの求めに応じ、都道府県及び市町村が、介護保険等関連情報を提供する場合について準用する。

改 正 後	（介護給付等対象サービスの種類の指定の 変更の申請）	第五十九条 法第三十七条第一項の規定によ る指定に係る居宅サービス、地域密着型 サービス、施設サービス、介護予防サービ ス又は地域密着型介護予防サービスの種類 の変更を同条第二項の規定により受けよう とする被保険者は、次に掲げる事項を記載 した申請書に被保険者証を添付して、市町 村に申請をしなければならない。
改 正 前	（介護給付等対象サービスの種類の指定の 変更の申請）	第五十九条 法第三十七条第一項の規定によ る指定に係る居宅サービス、地域密着型 サービス、施設サービス、介護予防サービ ス又は地域密着型介護予防サービスの種類 の変更を同条第二項の規定により受けよう とする被保険者は、次に掲げる事項を記載 した申請書に被保険者証を添付して、市町 村に申請をしなければならない。
一 氏名、性別、生年月日、住所、個人番 号及び医療保険被保険者番号等（地域に おける医療及び介護の総合的な確保の促 進	一 氏名、性別、生年月日、住所及び個人 番号	一 氏名、性別、生年月日、住所及び個人

よりなおその努力を有す
附則第百三十条の二第一
一部を次の表のように改

第四条 介護保険法第二百二十二条の二第二項に規定する交付金の額の算定に関する省令（一部改正）
介護保険法第二百二十二条の二第二項に規定する交付金の額の算定に関する省令（平成二十七
年厚生労働省令第五十八号）の一部を次の表のように改正する。

			進に関する法律（平成元年法律第六十四号）第十二条第一項に規定する医療保険被保険者番号等をいう。以下同じ。）（市町村において、医療保険被保険者番号等を公簿等によつて確認することができるときは、医療保険被保険者番号等を除く。）
二 二、六	（略）	二 二、六	（略）
3	市町村は、第一項の申請を受けたときは、同項第一号に掲げる事項（個人番号及び医療保険被保険者番号等を除く。）及び同項の申請に係る被保険者が第二号被保険者である場合にあつてはその旨を認定審査会に通知し、当該申請に係る被保険者が受けるべき居宅サービス、地域密着型サービス、施設サービス、介護予防サービス又は地域密着型介護予防サービスの種類について審査及び判定を求めるものとする。この場合において、当該審査及び判定を求める手続は、法第三十七条第三項から第六項まで（第五項後段を除く。）の規定の例による。		
2 二、六	（略）	2 二、六	（略）
3	市町村は、第一項の申請を受けたときは、同項第一号に掲げる事項（個人番号を除く。）及び同項の申請に係る被保険者が第二号被保険者である場合にあつてはその旨を認定審査会に通知し、当該申請に係る被保険者が受けるべき居宅サービス、地域密着型サービス、施設サービス、介護予防サービス又は地域密着型介護予防サービスの種類について審査及び判定を求めるものとする。この場合において、当該審査及び判定に係る手続は、法第二十七条第三項から第六項まで（第五項後段を除く。）の規定の例による。		

九 | **(削る)**
十 | 老人福祉法第二十九条第九項に規定する前払金（以下「一時金」という。）、利
用料その他の入居者の費用負担の額

十一 | 老人福祉法第二十九条第九項に規定する保全措置を講じたことを証する書類

十二 | 一時金の返還に関する老人福祉法第二十九条第十項に規定する契約の内容

十三 | **(削る)**

十四 | **(削る)**

十五 | **(略)**

十六 | (地域住宅団地再生事業計画の記載事項等)

十七 | **(略)**

十八 | 第二十七条 **(略)**

十九 | 2 認定市町村（指定都市及び中核市を除く。）は、地域住宅団地再生事業計画（法第十七条の三十六第一項に規定する地域住宅団地再生事業計画をいう。以下同じ。）に同条第四項第五号に掲げる事項（同号イの実施主体が同号ロの有料老人ホームについて老人福祉法第二十九条第一項の届出を行つていない場合に限る。）を記載し、法第十七条の三十六第一項の規定により協議会に協議しよつとするときは、当該地域住宅団地再生事業計画に次に掲げる事項を記載した書類を添えて、これらを都道府県知事に提出するものとする。

二十 | 一 (略)
二 当該実施主体の登記事項証明書又は条例等

二十一 | **(略)**

九 市場調査等による入居者の見込み
十一 (略)

十二 老人福祉法第二十九条第七項に規定する前払金、利用料その他の入居者の費用負担の額

十三 入居契約に入居契約の解除に係る返還金に関する定めがあるときは、当該定めの内容並びに返還金の支払を担保するための措置の有無及び当該措置の内容

十四 入居契約に損害賠償額の予定(違約金を含む。)に関する定めがあるときは、その内容

十五 医療施設との連携の内容

十六～十八 (略)

(地域住宅団地再生事業計画の記載事項等)

第二十七条 (略)

2 認定市町村(指定都市及び中核市を除く。)は、地域住宅団地再生事業計画(法第十七条の三十六第一項に規定する地域住宅団地再生事業計画)をいう。以下同じ。)に同一条第四項第五号に掲げる事項(同号イの実施主体が同号ロの有料老人ホームについて老人福祉法第二十九条第一項の届出を行っていない場合に限る。)を記載し、法第十七条の三十六第一項の規定により協議会に協議しようとするときは、当該地域住宅団地再生事業計画に次に掲げる事項を記載した書類を添えて、これらを都道府県知事に提出するものとする。

一 (略)

二 当該実施主体の条例、定款その他の基本約款

三～八 (略)

九 (削る) (略)	九 市場調査等による入居者の見込み
十一 一時金、利用料その他の入居者の費用負担の額	十一 老人福祉法第二十九条第七項に規定する前払金、利用料その他の入居者の費用負担の額
十二 一時金の返還に関する老人福祉法第十二条第十項に規定する契約の内容	十二 老人福祉法第二十九条第七項に規定する保全措置を講じたことを証する書類
十三 入居契約に入居契約の解除に係る返還金に関する定めがあるときは、当該定めの内容並びに返還金の支払を担保するための措置の有無及び当該措置の内容	十三 入居契約に入居契約の解除に係る返還金に関する定めがあるときは、当該定めの内容並びに返還金の支払を担保するための措置の有無及び当該措置の内容
十四 入居契約に損害賠償額の予定(違約金を含む)に関する定めがあるときは、その内容	十四 入居契約に損害賠償額の予定(違約金を含む)に関する定めがあるときは、その内容
十五 医療施設との連携の内容	十五 医療施設との連携の内容
十六 (略)	十六 (略)

附 則
(施行期日)

第一条 この省令は、令和三年四月一日から施行する。ただし、第二条の規定(介護保険法施行規則第四十一条、第五十五条、第一百三十一条の三の二、第一百四十条の四十、第一百四十条の六十二の十七、第一百四十条の六十二の十八、第一百四十条の六十三及び第一百四十条の七十二の五の改正規定を除く)及び第三条の規定は、地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律(令和二年法律第五十二号)附則第一条第一号の政令で定める日から施行する。

(経過措置)

第二条 介護保険法施行規則第一百四十条の四十第三項の規定により届け出なければならないとされる変更後の届出書で、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(令和元年法律第二十六号)による介護保険法(平成九年法律第二百二十三号)の改正による区分の変更を理由として届け出なければならない変更後の届出書は、改正後の介護保険法の相当の規定の区分に応じて、届け出るべき厚生労働大臣等に届け出られたものとみなす。

(介護療養型医療施設に関する特例)

第三条 第二条の規定による改正後の介護保険法施行規則第一百四十条の七十二の五第三項、第四項及び第七項の規定は、健康保険法等の一部を改正する法律附則第一百三十条の二第一項の規定によりなほその効力を有するものとされた同法第三十六条の規定による改正前の介護保険法第八条第二十六条に規定する介護療養型医療施設により行われる介護療養施設サービスについて準用する。この場合において、第二条の規定による改正後の介護保険法施行規則第一百四十条の七十二の五第三項中「施設サービス」とあるのは、「施設サービス(健康保険法等の一部を改正する法律(平成十八年法律第八十三号)附則第一百三十条の二第一項の規定によりなほその効力を有するものとされた同法第二十六条の規定による改正前の介護保険法第八条第二十六条に規定する介護療養型医療施設により行われる介護療養施設サービスを含む。)」と、同条第七項中「介護サービス事業者」とあるのは、「介護サービス事業者(健康保険法等の一部を改正する法律附則第一百三十条の二第一項の規定によりなほその効力を有するものとされた同法第二十六条の規定による改正前の介護保険法第四十八条第一項第三号に規定する指定介護療養型医療施設の開設者を含む。)」と読み替えるものとする。